

第6回 原子力損害賠償円滑化会議 議事次第

日 時：平成24年8月28日（火）15:30～17:30

場 所：経済産業省 第三特別会議室（本館17階西1）

議 題：（1）原子力損害賠償の進捗状況について
（2）原子力損害賠償紛争解決センター申立状況等について
（3）避難指示区域の見直しの現状について
（4）今後検討が必要な主な論点等について
（5）その他

資 料：資料1 原子力損害賠償の進捗状況について （東京電力）
資料2 原子力損害賠償紛争解決センター申立状況等について
（文部科学省）
資料3 警戒区域、避難指示区域等の見直しについて
（内閣府 原子力被災者生活支援チーム）
資料4-1 今後検討が必要な主な論点等について
（資源エネルギー庁）
資料4-2 住民説明会等におけるよくある質問について
（資源エネルギー庁）
資料4-3 住民説明会等の今後のスケジュール
（資源エネルギー庁）

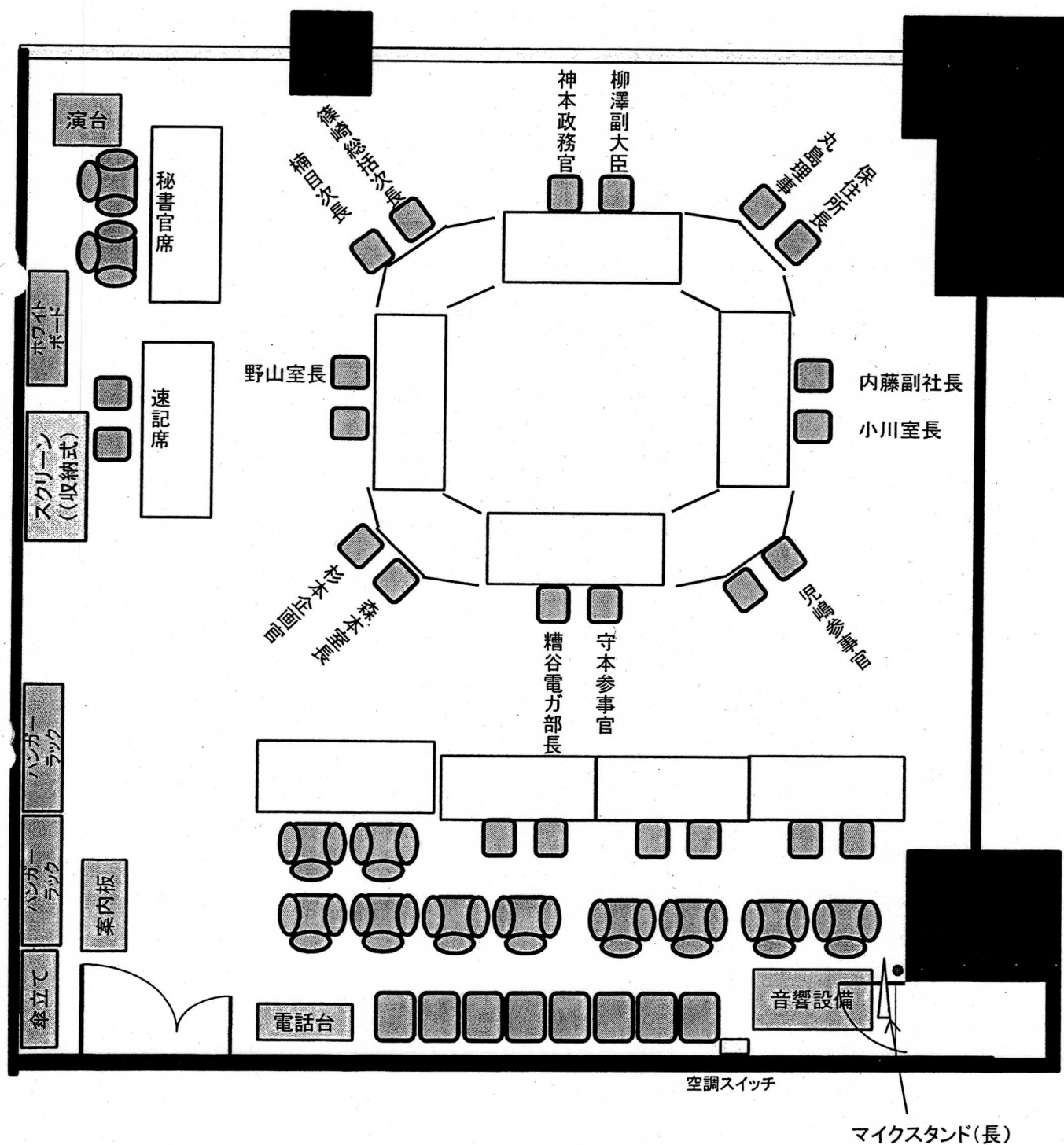
参考1 第5回原子力損害賠償円滑化会議議事録
（資源エネルギー庁）
参考2 避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について
（資源エネルギー庁）
参考3 避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について
（東京電力）
参考4 第27回原子力損害賠償紛争審査会の概要
（文部科学省）
参考5 総括基準（文部科学省）

第6回原子力損害賠償円滑化会議 座席表

日時:平成24年8月28日(火) 15:30~17:30

場所:経済産業省 本館17階西1 第3特別会議室

第3特別会議室



第6回原子力損害賠償円滑化会議

出席者名簿

<出席者10名>

柳澤 光美	経済産業副大臣
神本 美恵子	文部科学大臣政務官
野山 宏	文部科学省原子力損害賠償紛争和解仲介室長
篠崎 資志	文部科学省原子力損害賠償対策室 総括次長
楠目 聖	文部科学省原子力損害賠償対策室 次長
児嶋 秀平	内閣府原子力被災者生活支援チーム 参事官
丸島 俊介	原子力損害賠償支援機構 理事
保住 正保	原子力損害賠償支援機構 理事 福島事務所長
内藤 義博	東京電力株式会社 代表執行役副社長
小川 敬雄	東京電力株式会社 福島原子力補償相談室長

<事務局5名>

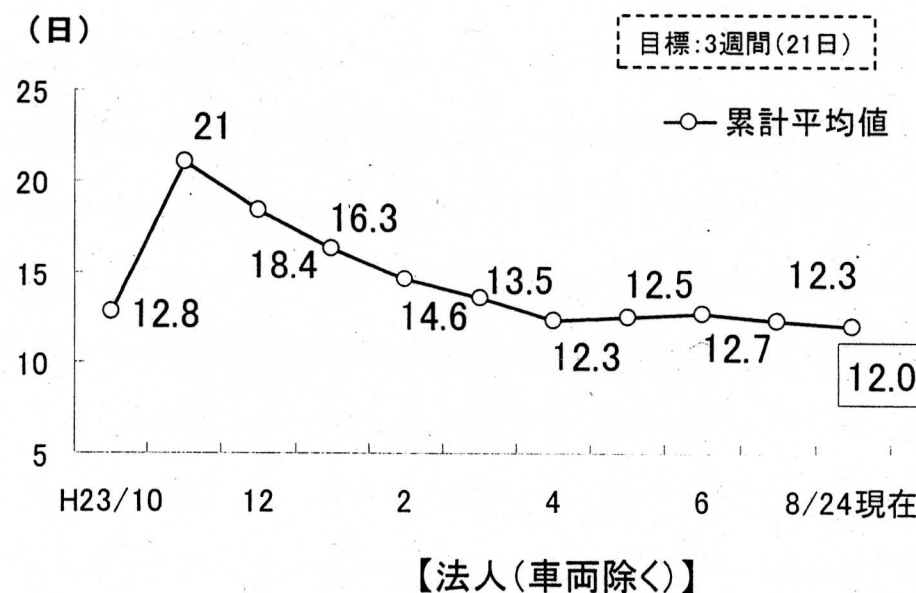
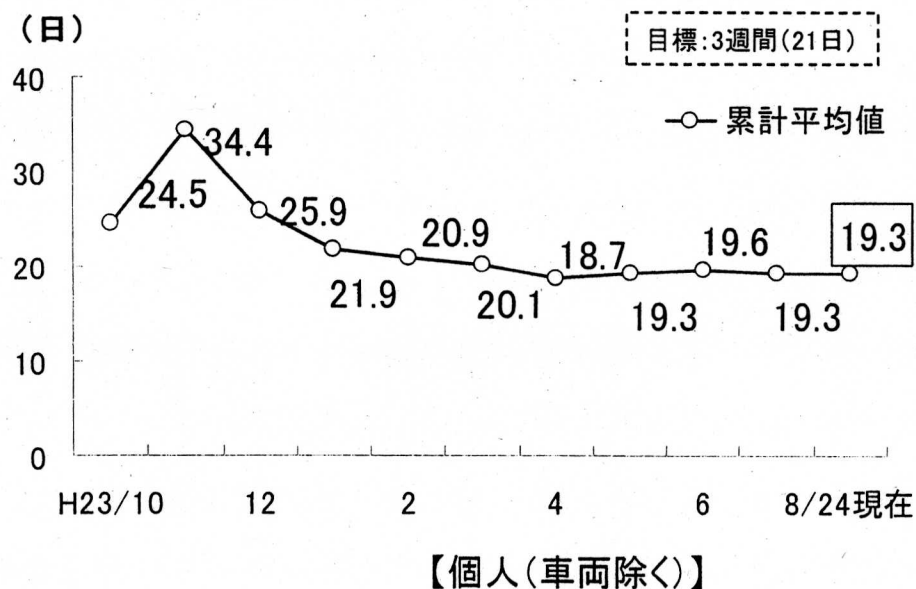
電力・ガス事業部部長	糟谷 敏秀
電力・ガス事業部参事官	守本 憲弘
電力・ガス事業部原子力損害対応室長	森本 英雄
企画官	杉本 孝信
企画官	西田 亮三

原子力損害賠償の進捗状況について

平成24年8月28日
東京電力株式会社

1. 請求書受領・確認状況〔自主的避難を除く〕（8/24現在）

- 個人の方からの請求書について、仮払補償金をお支払した方々（約165,900人）のうち、約134,900人の方々から本賠償の請求書を受領（請求率約81%）
- 請求書類の到着から必要書類の確認までの日数（目安：3週間以内を目途）
個人：約19日、法人：約12日、車両：約20日
- 合意書受領から支払いまでの日数（目安：1週間以内を目途）
個人：約7日、法人：約7日、車両：約7日



2.請求書受領・確認状況〔自主的避難・財物〕（8/24現在）

■ 自主的避難（請求書到着から支払いまでの日数：約18日）（支払率約97%）

- ✓ 自主的避難等対象区域：3/9より受付を開始。約144万人に約2,547億円をお支払。
- ✓ 福島県県南地域：6/11より受付を開始。約3万人に約59億円をお支払。
- ✓ 宮城県丸森町：8/20より受付を開始。

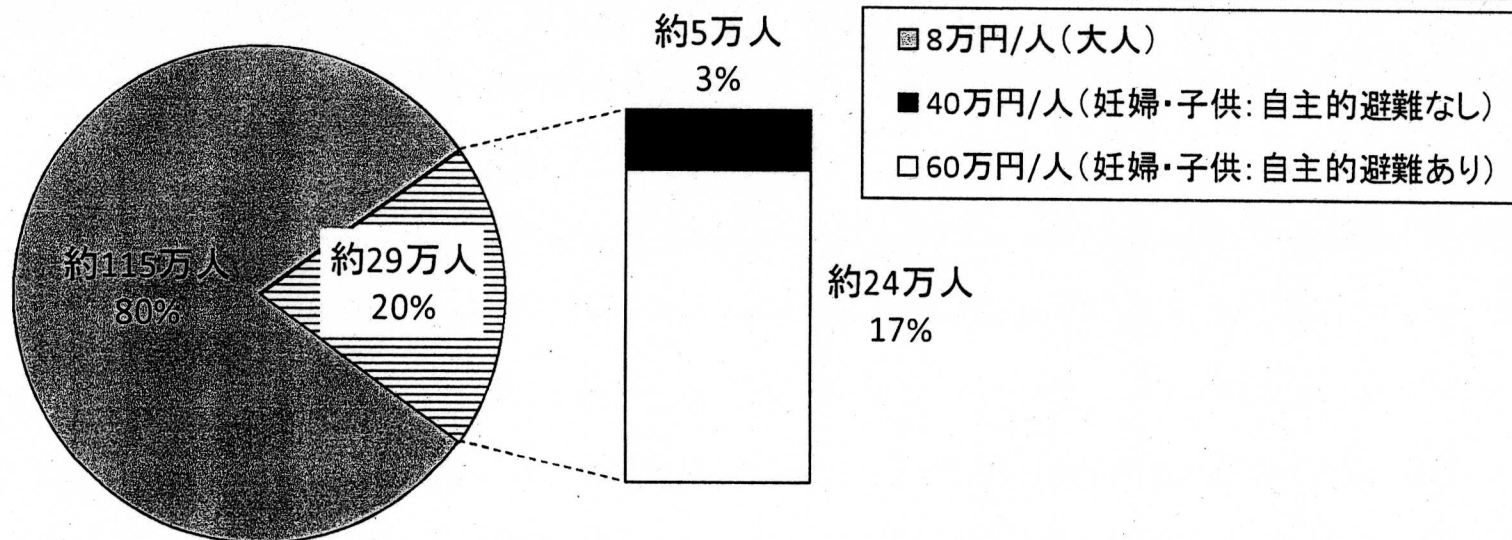
■ 財物

○建物の修復費用等に係る賠償金の先行支払い（避難指示区域内）【7/31受付開始】

- ✓ 約24,400通の請求書を送付し、約6,500通の請求書を受領。
- ✓ 約4,400通の請求書について約101億円をお支払。

○住宅等の補修・清掃費用に係る賠償（旧緊急時避難準備区域等）【7/31受付開始】

- ✓ 約1,000通の請求書を送付し、約100通の請求書を受領。



自主的避難の請求状況（自主的避難等対象区域）

3. 合意書の返送状況について(8/24現在)

■ 合意書の発行件数(累計)

個人: 約 135,300件、法人: 約 80,000件

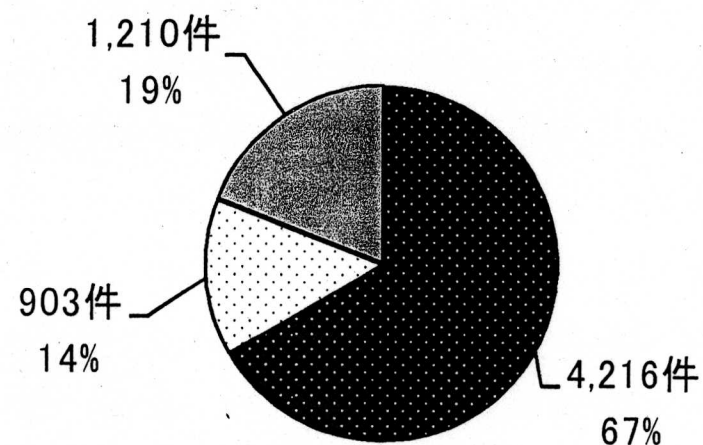
■ 合意済みの件数※1

個人: 約 126,700件(合意書送付日からの平均返送日数: 約9日)

法人: 約 76,300件(合意書送付日からの平均返送日数: 約8日)

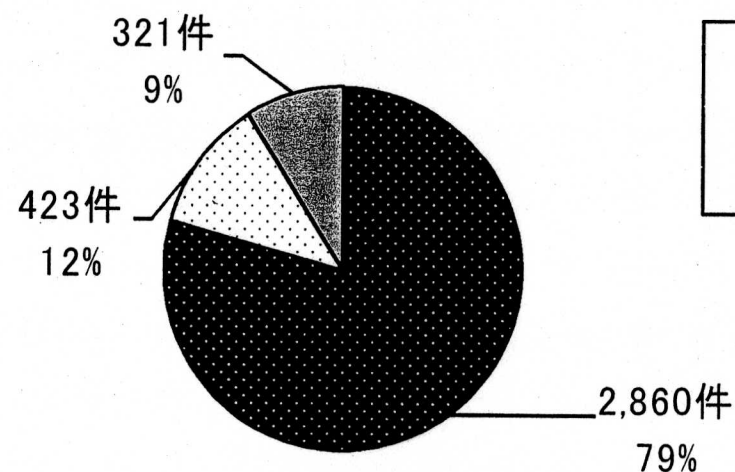
【返送待ちの合意書の状況】

○ 合意書の発送日からの経過日数



約6,300件※2

【個人】



約3,600件※2

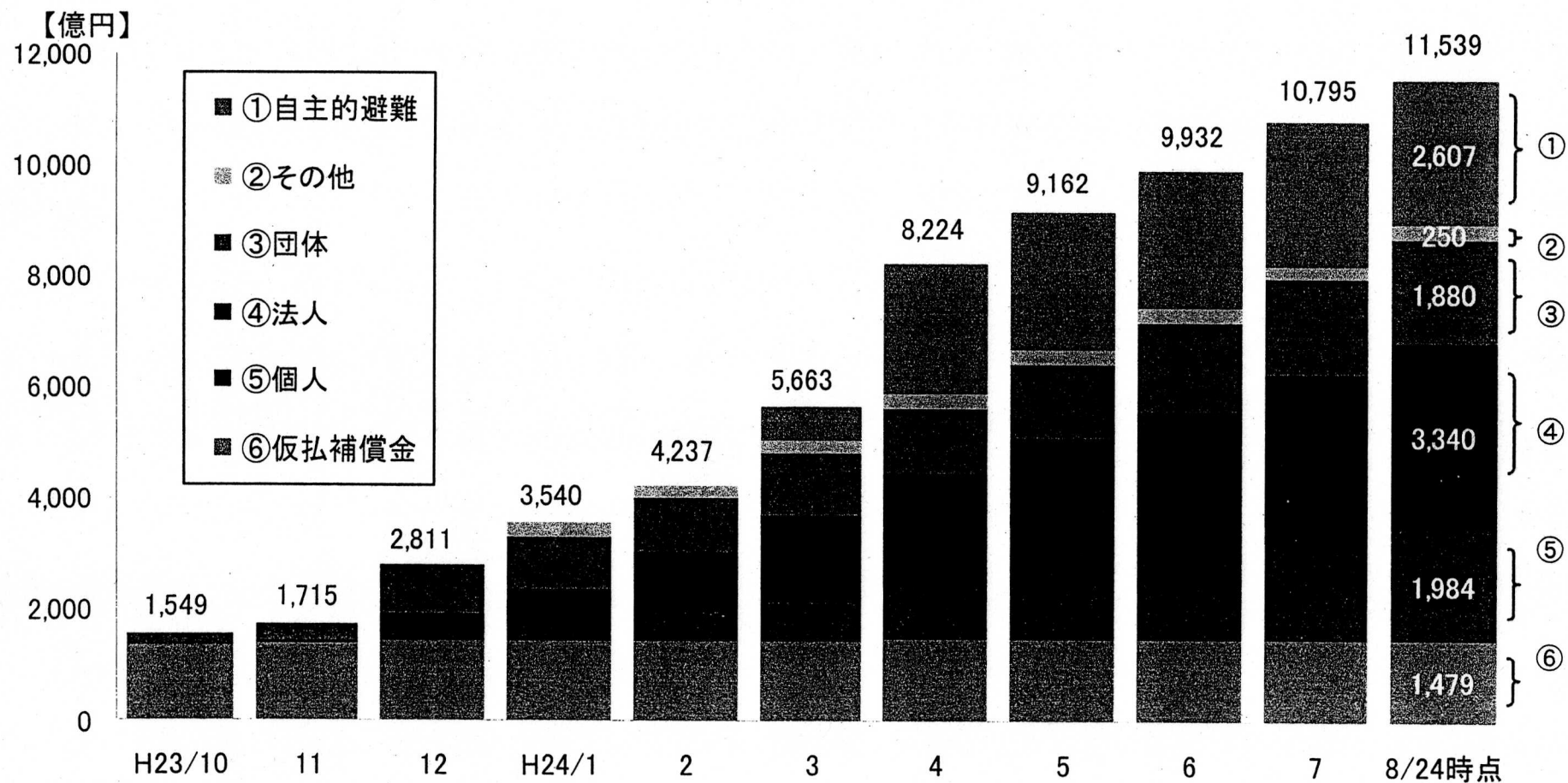
【法人】

■ 2週間以内
□ 2～4週間
□ 4週間以上

※1: 支払済みの件数+支払手続き移行中の件数(合意書を発行している請求書が対象)

※2: 仮払補償金の充当等により、支払予定額が0円のもの(個人約2,200件、法人約100件)を除く

4. 賠償金の支払実績(8/24現在)



中間指針に明示されていない損害に対する賠償の対応状況

平成 24 年 8 月 28 日
東京電力株式会社

1. 自主的避難等に係る損害の賠償地域の拡大について

当社事故発生当時（平成 23 年 3 月 11 日）に以下の地域に生活の本拠としての住居があった方のうち、18 歳以下であった方および妊娠されていた方に対し、平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日までの自主的避難に係る損害について、避難の有無にかかわらず、一人あたり 20 万円を賠償。

対象地域	受付開始時期
福島県県南地域 ^{*1}	平成 24 年 6 月 11 日
宮城県丸森町	平成 24 年 8 月 20 日

^{*1} 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

2. 観光風評被害の賠償地域の拡大について

(1) 千葉県の木更津市、君津市、富津市、鋸南町、大多喜町、茂原市、成田市、香取市、神崎町、多古町、東庄町：平成 24 年 8 月 6 日から請求の受付を開始。

<賠償内容>

- ・賠償の対象期間：平成 23 年 3 月 11 日から同年 12 月 31 日まで
- ・逸失利益の算出方法：

対象期間	逸失利益の算出方法	当社事故以外の要因による売上減少率	
		①	②
平成 23 年 3 月 11 日 ～同年 5 月 31 日	対象となる事業所に係る売上高 ×利益率×（売上減少率－当社事 故以外の要因による売上減少 率）	20%	10%
同年 6 月 1 日 ～同年 8 月 31 日		0%	
同年 9 月 1 日 ～同年 12 月 31 日	対象となる事業所に係る売上高 ×利益率×（売上減少率－当社事 故以外の要因による売上減少 率）×50%	0%	0%

(2) 宮城県丸森町：平成 24 年 8 月 21 日から請求の受付を開始。

<賠償内容>

- ・賠償の対象期間：平成 23 年 3 月 11 日から（対象期間の終期は、現状未設定）。
- ・逸失利益の算出方法：

対象期間	逸失利益の算出方法	当社事故以外の要因による売上減少率	
		①	②
平成 23 年 3 月 11 日 ～同年 5 月 31 日	対象となる事業所に係る売上高 ×利益率×（売上減少率－当社事 故以外の要因による売上減少 率）	20%	10%
同年 6 月 1 日 ～同年 8 月 31 日		0%	
同年 9 月 1 日以降		0%	0%

以 上

原子力損害賠償紛争解決センター申立状況等について

資料 2

原子力損害賠償紛争解決センター 申立件数の結果等（平成24年8月24日現在での取扱状況）

当該月進捗状況		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
	申立件数	38	80	143	260	248	355	466	447	480	409	472	275	3,673
	既済件数	0	1	1	4	8	23	49	91	127	160	215	185	864
	(内訳)													
	和解成立	0	0	1	1	2	9	33	56	75	104	168	152	601
	全部和解	0	0	1	1	2	7	23	44	64	93	134	125	494
	一部和解	0	0	0	0	0	1	7	9	10	6	21	20	74
	仮払和解	0	0	0	0	0	1	3	3	1	5	13	7	33
	和解打切り	0	0	0	0	1	7	10	11	34	30	36	22	151
	取下げ	0	1	0	3	5	9	16	36	29	37	45	38	219
	未済件数累計	38	117	259	515	755	1,087	1,504	1,860	2,213	2,462	2,719	2,809	

申立受理及びその状況について(8月24日現在)

【平成23年】

	9月	10月	11月	12月	9月～12月合計
月別申立件数 (累計)	38 (38)	80 (118)	143 (261)	260 (521)	521 (521)
申立種別内訳					
法人申立	4 (10.5%)	8 (10.0%)	24 (16.8%)	61 (23.5%)	97 (18.6%)
個人申立	34 (89.5%)	72 (90.0%)	119 (83.2%)	199 (76.5%)	424 (81.4%)
対前月比	—	210.5%	178.8%	181.8%	—
申立人数 (累計)	83 —	138 (221)	286 (507)	677 (1,184)	1,184 —
申立ての弁護士代理 件数	6 (15.8%)	18 (22.5%)	26 (18.2%)	70 (26.9%)	120 (23.0%)

【平成24年】

	1月	2月	3月	4月	1月～4月合計
月別申立件数 (累計)	248 (769)	355 (1,124)	466 (1,590)	447 (2,037)	1,516 (2,037)
申立種別内訳					
法人申立	52 (21.0%)	96 (27.0%)	94 (20.2%)	116 (26.0%)	358 (23.6%)
個人申立	196 (79.0%)	259 (73.0%)	372 (79.8%)	331 (74.0%)	1,158 (76.4%)
対前月比	(95.4%)	(143.1%)	(131.3%)	(95.9%)	—
申立人数 (累計)	464 (1,648)	709 (2,357)	934 (3,291)	1,088 (4,379)	3,195 —
申立ての弁護士代理 件数	22 (8.9%)	93 (26.2%)	110 (23.6%)	113 (25.3%)	338 (22.3%)

	5月	6月	7月	8月	5月～8月合計
月別申立件数 (累計)	480 (2,517)	409 (2,926)	472 (3,398)	275 (3,673)	1,636 (3,673)
申立種別内訳					
法人申立	105 (21.9%)	87 (21.3%)	84 (17.8%)	72 (26.2%)	348 (21.3%)
個人申立	375 (78.1%)	322 (78.7%)	388 (82.2%)	203 (73.8%)	1,288 (78.7%)
対前月比	(107.4%)	(85.2%)	(115.4%)	(58.3%)	—
申立人数 (累計)	1,269 (5,648)	1,687 (7,335)	1,364 (8,699)	904 (9,603)	5,224 —
申立ての弁護士代理 件数	135 (28.1%)	156 (38.1%)	184 (39.0%)	89 (32.4%)	564 (34.5%)

(注)括弧内のパーセントは、各件数を月別申立件数で除した数値である。
個人と法人が同じ事件として立件されている場合には、法人申立1件として計上している。

警戒区域、避難指示区域等の見直しについて

平成24年3月30日

原子力災害対策本部

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域（計画的避難区域を含む）について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日 原子力災害対策本部）に基づき、以下の市村について、警戒区域及び避難指示区域の見直しを行うことを決定し、別添1のとおり公示するとともに、関係市村長に対し、別添2のとおり指示を行う。

(1) 川内村

- ① 村内の警戒区域を解除する。
- ② 村内の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定する。
- ③ 上記①及び②の警戒区域及び避難指示区域の見直しは、平成24年4月1日午前0時に行う。

(2) 田村市

- ① 市内の警戒区域を解除する。
- ② 市内の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域に設定する。
- ③ 上記①及び②の警戒区域及び避難指示区域の見直しは、平成24年4月1日午前0時に行う。

(3) 南相馬市

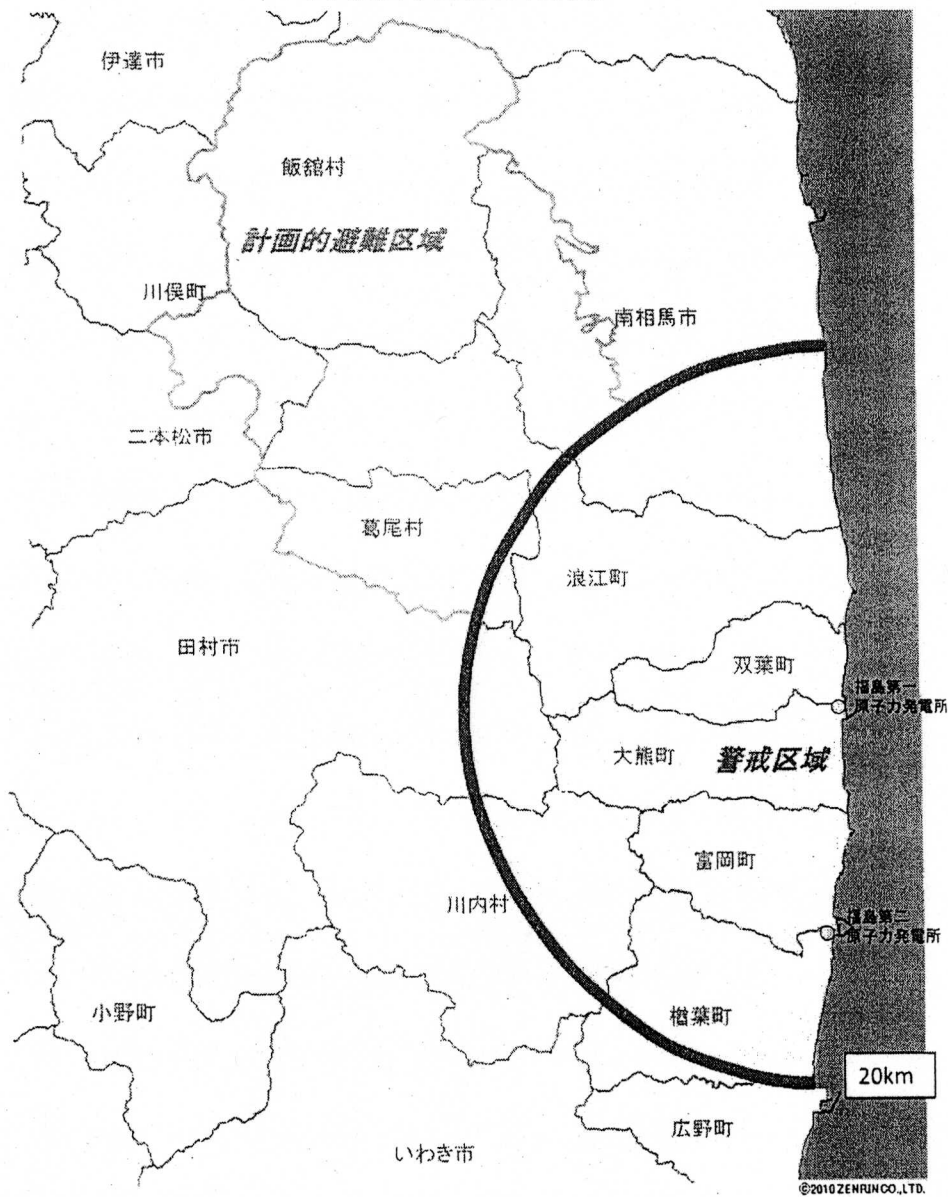
- ① 市内の警戒区域を解除する。
- ② 市内の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定する。
- ③ 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記①及び②の警戒区域及び避難指示区域の見直しは、平成24年4月16日午前0時に行う。

注) 別添1及び別添2は省略

2. 他の町村については、引き続き県、町村、住民などの関係者との綿密な協議・調整を行いながら、早期に関係者の合意を得ることを目指す。
3. なお、事故発生後 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定されるとして設定された特定避難勧奨地点については、解除後 1 年間の積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された場合には、解除することとする。

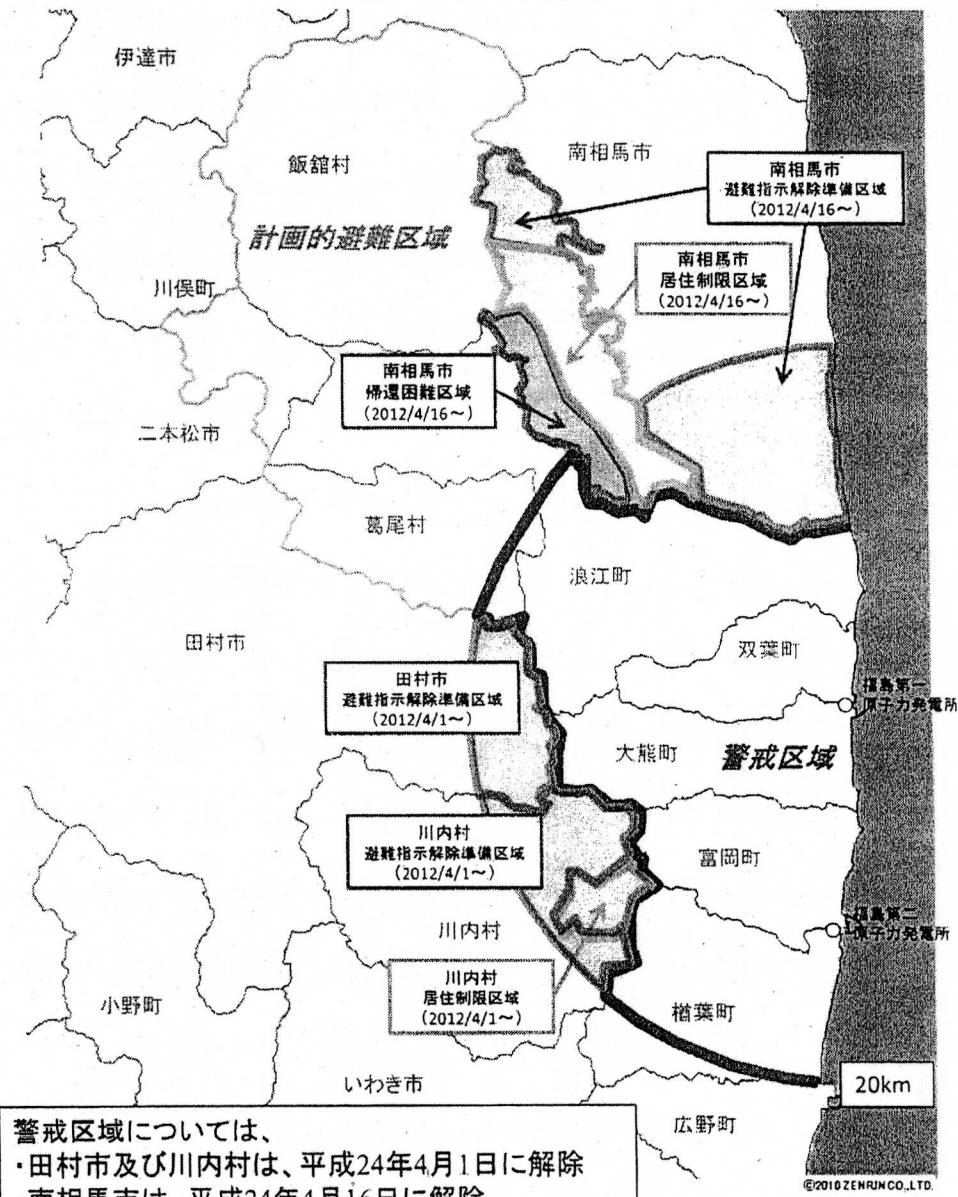
以上

警戒区域と避難指示区域の概念図
(平成24年3月30日現在)



(平成24年4月1日以降)

参考



警戒区域については、
・田村市及び川内村は、平成24年4月1日に解除
・南相馬市は、平成24年4月16日に解除

飯舘村における計画的避難区域の見直しについて

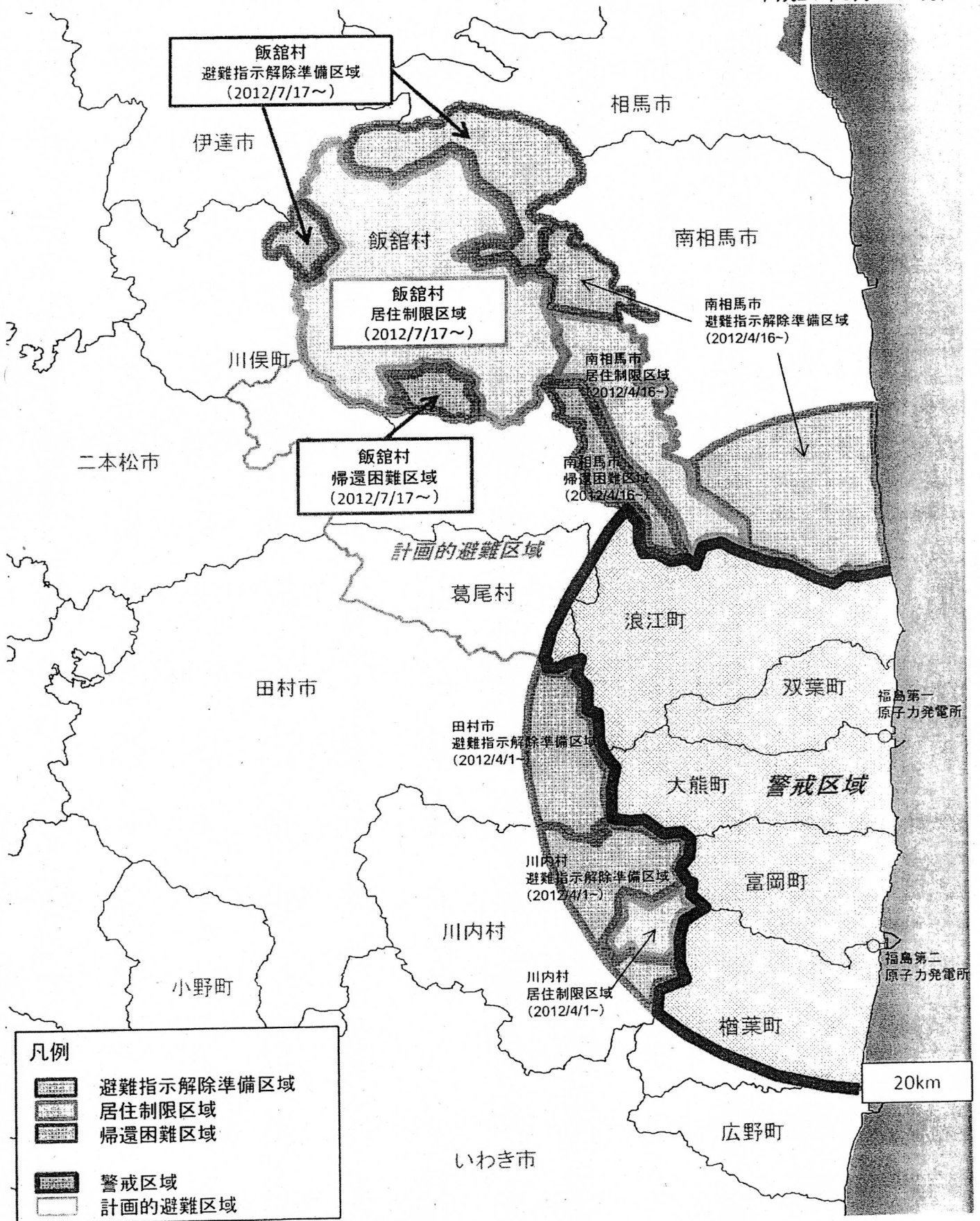
平成24年6月15日
原子力災害対策本部

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、飯舘村において設定された計画的避難区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定)に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。
 - (1) 村内の計画的避難区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直す。
 - (2) 区域運用等に関する説明・周知等必要な準備期間を考慮し、上記見直しは、平成24年7月17日午前0時に行う。
2. 本決定を踏まえ、飯舘村長に対し、別添2のとおり指示を行う。

以上

警戒区域と避難指示区域の概念図

平成24年6月15日現在



檜葉町等における避難指示区域及び警戒区域の見直しについて

平成24年7月31日

原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域及び警戒区域について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定)に基づき、以下のとおり見直しを行うことを決定する。

(1) 檜葉町

- ① 陸域の避難指示区域を、別添1の公示のとおり、避難指示解除準備区域に見直す。また、前面海域※の避難指示区域を解除する。
- ② 陸域及び前面海域※の警戒区域を解除する。
- ③ 対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、上記①及び②の見直しは、平成24年8月10日午前0時に行う。

※ 檜葉町の前面海域は、檜葉町と富岡町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度(北緯37度18分59秒)から南側の海域であって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の海域をいう。

(2) 富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の海域であって、東経141度5分20秒(陸域から約5キロメートル)から東側の海域について、避難指示区域及び警戒区域を解除する。
- ② 檜葉町の区域見直しに併せ、上記①の見直しは、平成24年8月10日午前0時に行う。

2. 本決定を踏まえ、檜葉町長に対し、別添2-1のとおり指示を行うとともに、富岡町長、大熊町長、双葉町長及び浪江町長に対し、別添2-2のとおり指示を行う。

以上

注) 別添1、別添2-1及び別添2-2は省略

今後検討が必要な主な論点等について
(避難指示区域の見直しに伴う賠償基準について)

資源エネルギー庁
原子力損害対応室

7月20日に経済産業省から公表した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」(以下「賠償基準の考え方」という。)において、今後の進め方として、「継続して検討中の論点も残されており、また今後、賠償基準として対応すべき具体的な問題点が明らかになる場合には、政府が関係市町村等と必要な調整を行い、最終的には、東京電力が追加的な賠償基準を策定すること等によって対応する」としているところ。

これを踏まえ、現在、残された論点について検討を進めるとともに賠償基準の考え方公表後に関係自治体との協議等を通じて明らかになってきた問題点についても、検討、調整を開始しているところ。具体的な論点、問題点及びこれら論点等に対する検討の方向性、今後の見通し等については以下のとおり。

【継続して検討中の論点】

(1) 建物賠償に係る個別評価について

① 論 点

建物賠償については、様々な事情により固定資産税評価額又は建築着工統計による平均新築単価を用いた算定方法が適用できない場合には別途個別評価を行うこととしているところ。具体的な個別評価の手法を確立する必要がある。

② 検討の方向性

上記の算定方法では適切に賠償額を算定できていない可能性がある
「工事費が高い建物」、「築年数が古い建物」、「建築様式が特殊で仕様が
高い建物」に対し、通常よりも高く評価できる要件について事前に説明
を行い、請求があれば、請負契約書や竣工図面等から実際の取得金額や
内訳を確認する方法、もしくは固定資産税評価と同等の手法で再評価す
る方法にて個別評価し、賠償額を算定する。

なお、こうした点を明確にすることで、個別評価を実施した場合に額が
より低く算定されることがないように配慮する。

③今後の見通し

土地、建物、家財に係る賠償の受付開始前に具体的な手法を検討、関係自治体と調整の上、周知する。

(2) 事業用の不動産等の賠償について

①論 点

田畑、森林については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて資産価値についても別途賠償を行うこととするが、具体的な評価方法を策定する必要がある。

②検討の方向性

田畑については、宅地、住宅の場合比べて固定資産税評価額と実態が大きく異なっていること等を踏まえ、税制上の財産評価の考え方を参考に、固定資産税評価額に地域（大字単位を想定）ごとの評価倍率と実勢価格調整係数を乗じて算定する。

森林については、土地は田畑と同様に税制上の財産価値の考え方を参考に、固定資産税評価額に地域（大字単位を想定）ごとの評価倍率と実勢価格調整係数を乗じて算定することとし、立木については、林種・樹種・林齢等に基づいて算定する方法を検討する。

③今後の見通し

田畑、森林については、基準案を検討後、双葉地方町村及び福島県と国との協議会（8＋1＋1会合）における意見聴取やそれ以外の関係4市町村が求めればそれらの意見を聴取し、これも踏まえ検討することとする。

(3) 家財賠償に係る個別評価について

①論 点

家財に係る賠償については、家族構成に応じて算定した定額による賠償を基本としているが、損害の総額が定額を上回る要素がある場合には個別評価による賠償も選択可能としているところ。具体的な個別評価の手法を確立する必要がある。

②検討の方向性

定額賠償では考慮されていない高額家財について、管理不能による価

値毀損があった場合は、清掃・修復費用等の実費を賠償する。

また、高額家財について、持ち出し等にかかる増分費用が生じた場合、追加的費用を賠償する。

③今後の見通し

土地、建物、家財に係る賠償の受付開始前に具体的な手法を検討、関係自治体と調整のうえ、周知する。

(4) 漁業に係る営業損害の一括払いについて

①論 点

避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の策定に伴い、区域内の事業者に対し業種に応じ一定年数分の営業損害を一括で支払うこととしているところ。漁業について具体的な年数等を決定する必要がある。

②検討の方向性

他の業種の賠償基準の考え方を踏まえつつ、海域の汚染状況及び漁業経営の実態に即した賠償の対象範囲や賠償方法について検討のうえ、賠償基準を策定する。

③今後の見通し

漁業の営業損害については、団体からの請求のみであるため、団体と引き続き協議を行い、漁業の実態を踏まえた賠償基準を策定する。

【賠償基準の公表後に明らかになってきた問題点等】

(1) 津波・地震被害と賠償について

①論 点

津波・地震による損害は東京電力の賠償の対象外であるが、これら損害と原子力損害が複合的である場合には建物の損壊割合等により損害の一定割合を賠償することとしているところ。具体的な賠償基準を策定する必要がある。

②検討の方向性

津波や地震による被害については、原則、賠償対象外となるが、例えば、津波・地震により被害を受け、その後、原発事故により立ち入りが制限されたために修復ができず被害が拡大した場合などについては、その拡大した被害については賠償の対象となる。

- ・ 宅地（土地）については、津波・地震により直接被害は受けていないとみなし、賠償額から控除しない。
- ・ 建物については、津波・地震による損壊状況に応じ、一定割合を賠償額から控除するものとし、建物内部の家財・償却資産・棚卸資産については、建物自体が倒壊または流失した場合については賠償の対象外とする。

③今後の見通し

津波・地震による損害と原子力損害が複合的である場合の賠償基準については、双葉地方町村及び福島県と国との協議会（8＋1＋1会合）における意見聴取やそれ以外の関係4市町村が求めれば、それらの意見を聴取し、これも踏まえ検討することとする。

（2）「相当期間」について

①論 点

中間指針第二次追補において、「中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。」とされており、適切な時期に「相当期間」について検討する必要がある。

②及び③検討の方向性及び今後の見通し

避難指示解除の検討状況等が明確になった段階で、それを踏まえて「相当期間」について検討を行う。

（3）避難指示区域内における被害者に対する避難・帰宅費用等の一括払いについて

①論 点

現在、避難指示区域内の被害者に対する避難・帰宅費用等の賠償については、請求期間毎に実費に基づき賠償を行っているところ。避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の見直しに伴い、これら費用を前もって一括で支払うこととしているが具体的な賠償額を定める必要がある。

②検討の方向性

避難・帰宅費用等（帰宅・転居費用、一時立入費用、家族間移動費用、検査費用等）について、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困

難区域の各地域の特性を踏まえつつ、対象期間内において、被害者が負担することが想定される費用を算定し、これに基づき各区域ごとの賠償額を定めることとする。

③今後の見通し

現在、具体的な賠償額を定めるため、東京電力において検討中。可能な限り早期に具体的な賠償額を公表する。

(4) 営業損害・就労不能損害に係る賠償の課税について

①論 点

避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の策定に伴い、営業損害、就労不能損害については、一定年数分を一括払いすることとしているが、一括で支払いを受けることにより個人、個人事業主については、累進課税により、従来よりも高税率となったり、事業者であれば賠償金受取りの事業年度において多額の納税を余儀なくされるおそれがあることから、課税上の配慮が必要である。

②検討の方向性

一括払いによる追加的な納税が可能な限り発生しないよう税法令の解釈や東京電力との合意の仕方を工夫する。

③今後の見通し

現在、国税庁及び財務省と調整を行っており、調整が整い次第、その内容の周知を図る。

【賠償金支払いの執行に係る問題点】

その他、適切かつ円滑に賠償金の支払いを促進するため、以下の事項について詳細な検討、関係者との調整を行う。

(1) 個人所有建物の修復費用等に係る賠償金の先行支払について、不動産登記以外の確認方法について

(2) 土地・建物に係る賠償にあたっての資産情報取得（固定資産課税台帳に記載する情報の取得）について

以 上

住民説明会等におけるよくある質問について

平成 24 年 8 月
資源エネルギー庁

◆ 除染に関する賠償等について

- (1) 室内が放射能で汚染された場合、環境省が除染するのか、それとも、東電が賠償するのか。

屋内除染と呼ばれるものは、建物内部の清掃や内装の交換等であると考えられ、こうしたものは、通常、東京電力から支払われる建物の修復費用等に係る賠償の先行払い（床面積（㎡）×単価（14,000 円／㎡）で算定される定額）で対応が可能と考えられます。

- (2) 室内の清掃について、財物に関する賠償額を超えた場合は、追加して賠償されるのか。

1. 屋内の清掃に係る費用については、原子力事故に起因する長期間の管理不能状態による損害を賠償するものです。
2. 対象となる損害に関する清掃、修復にかかる費用が支払った財物に関する賠償額を超える場合は、その差額について、請求を踏まえつつ、事故との相当因果関係及び合理的な範囲内で、財物価値を上限として東京電力は賠償に応じます。

- (3) 地震・津波により屋根や壁の修理が必要な場合、東京電力の修復等費用を使って修理して良いのか。

1. 東京電力から支払われる建物の修復費用等に係る賠償の先行払い（床面積（㎡）×単価（14,000 円／㎡）で算定される定額）は、本来、避難等に伴う管理不能により生じた住宅等の損傷等に対する賠償であり、地震・津波による住宅の損傷に対する補修費用のために支払われるものではありません。
2. ただし、当該先行払いでは、用途を限定せず、床面積に応じた定額として支払われるものであるため、支払われた賠償金を、個人の判断で、地震等の影響で壊れた屋根や壁等の保守費用に充てることを妨げるものではありません。

- (4) 地震・津波により屋根や壁の修理の費用が、建物の修復費用等に係る賠償の先行払い（床面積（㎡）×単価（14,000 円／㎡）で算定される定額）を超えた場合にはどうすればいいのか。

1. 東京電力の賠償は、地震・津波による住宅の損傷に対する補修費用を賠償の対象としているものではないため、そうした費用が床面積に応じた定額として支払われる先行払い額を超えたとしても追加的な精算等はできません。

2. なお、避難指示区域内の建物に対する賠償は、解除時期に応じた算定方式により支払われます。地震・津波による屋根や壁の修理の費用が、先行払い額を超えた場合には、解除時期に応じて算定される賠償額の範囲内で、屋根や壁の修理に充てていただくことは可能です。この場合も、当該費用が解除時期に応じた算定方式により算出される賠償額を超過していても、追加的な精算ができない点は同様です。

◆ 不動産に関する賠償等について

(1) 賠償額だけでは同規模の新たな土地・家屋を取得することが困難ではないか。今回の賠償基準は、被害者の実態を踏まえているのか。

1. 今回の賠償基準の策定に当たっては、被害者の方々の今後の生活再建に配慮し、例えば、建物については、固定資産税評価額に基づき、時価相当額を算定する方法、建築着工統計に基づく直近の住宅平均新築単価を使用して建築単価を推定する方法を基本とし、個別評価も可能とするなど、多くの方にとって相当な水準の賠償額が確保されるよう努めたところ。
2. また、不動産以外にも、家財について家族構成に応じて算定した定額を支払うこととしているほか、公共収用に伴う移転の際に支払われる営業損害等の基準と比較しても長期の営業損害等に対する賠償を行うこととしている。
3. こうした点により、相当程度被害者の生活再建に配慮した賠償基準としたところである。更に、原子力事故による避難地域の復興においては、賠償のみならず、災害復興住宅や雇用機会の拡大をはじめとする政策措置も講じているところであり、こうした方策を総合して被害者の生活再建に遺漏ないよう努めていくこととしている。

(2) 「個人所有建物の修復費用等に係る賠償金の先行支払」について、不動産登記していない建物もあるため、「固定資産台帳」等を使った他の方法も認められるのか。

1. 個人所有建物の修復費用等に係る賠償金の先行支払については、東京電力は基本的には住宅の管理権限を保有している法的な住宅の所有者に対して支払い義務を負っています。
2. したがって、登記情報上の居宅の所有者と実態上の居宅の所有者が異なる場合や居宅の登記をしていない場合には、まず、実態に沿った不動産登記をしていたら、当該居宅の所有権を法的に明確化していただく必要があります。
3. なお、避難指示区域内の不動産の本賠償にあたっては、登記情報以外の方法で建物の所有者を確認する方法も用意する予定です。

(3) 個別評価を実施しても、固定資産税評価額の基準あるいは平均新築単価の基準の方が高い場合には、高い価格で賠償してもらえるか。

1. 今回の不動産の賠償は、数十万件に上る建築物等が対象となることから、

迅速に賠償を実施するという実務の観点からは、個別評価が他の基準を上回る可能性が高い場合に限り個別評価を実施することが適切である。そのため、原則として個別評価を実施した場合には、その価額で賠償するという仕組みにしているところ。

2. しかしながら、運用の実際においては、適切な手続きを定め、東京電力が丁寧に相談をお受けし、どのような場合に個別評価を実施することが適切か等について情報提供をすることにより、被害者に不利な結果とならないよう努めていくこととしている。

以 上

住民説明会等の今後のスケジュール

資料4-3

平成24年8月28日

日程		会議名称	時間	場所
8月28日	火	葛尾村住民懇談会(上野川)	18:30~	貝山仮設集会所(福島県双葉郡葛尾村)
8月29日	水	双葉町住民説明会	14:00~16:00	会津大学(福島県会津若松市)
		葛尾村住民懇談会(野川)	18:30~	里内仮設集会所(福島県双葉郡葛尾村)
8月30日	木	双葉町住民説明会	14:00~16:00	全国町村会館(東京都千代田区)
		葛尾村住民懇談会(夏湯)	18:30~	中妻公民館(福島県双葉郡葛尾村)
8月31日	金	双葉町住民説明会	14:00~16:00	福島県合同庁舎会議室(福島県いわき市)
		葛尾村住民懇談会(上葛尾)	18:30~	里内仮設集会所(福島県双葉郡葛尾村)
9月1日	土	大熊町住民説明会	13:30~15:30	柏崎市産業文化会館 文化ホール(新潟県柏崎市)
		双葉町住民説明会	14:00~16:00	つくば市役所(茨城県つくば市)
		富岡町住民説明会	9:00~17:00 (2回)	いわき明星大学(福島県いわき市)
9月2日	日	大熊町住民説明会	13:30~15:30	東京都庁 都民ホール(東京都新宿区)
		双葉町住民説明会	14:00~16:00	福島県農業総合センター(福島県郡山市)
		富岡町住民説明会	9:00~17:00 (2回)	ビックパレットふくしま(福島県郡山市)
9月3日	月	双葉町住民説明会	14:00~16:00	道の駅南相馬(福島県南相馬市)
9月4日	火	双葉町住民説明会	14:00~16:00	全国町村会館(東京都千代田区)
9月5日	水			
9月6日	木	双葉町住民説明会	14:00~16:00	宮城県民会館(宮城県仙台市)
9月7日	金	双葉町住民説明会	14:00~16:00	旧埼玉県立騎西高校(埼玉県加須市)
9月8日	土	双葉町住民説明会	14:00~16:00	福島県青少年会館 大研修室(福島県福島市)
9月9日	日	双葉町住民説明会	14:00~16:00	旧埼玉県立騎西高校(埼玉県加須市)
9月10日	月	双葉町住民説明会	10:00~12:00	いわき市南台応急仮設住宅(福島県いわき市)
		双葉町住民説明会	14:00~16:00	いわき市南台応急仮設住宅(福島県いわき市)